

# 第4章

## 子供・若者の健やかな成長を 社会全体で支えるための環境整備

子ども・若者育成支援は、社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら取り組むことが必要である。特に、地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援している。

また、子供・若者が成長・発達するための基礎づくりのため、良好な家庭的環境の確保や大人社会の在り方の見直しなど子供・若者を取り巻く状況の改善を図っている。

### 第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

#### 1 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組（文部科学省）

家庭は、子供の健やかな育ちの基盤である。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が変化している。このため、社会全体で家庭教育を支えることが求められている。

文部科学省は、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」により、身近な地域において親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応や、保護者への学習機会の企画・提供などの家庭教育を支援する地方公共団体の取組を推進している（平成26（2014）年度は444市町村の3,344か所で実施）（第2-4-1図）。また、平成26年度は、家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援手法の実証研究を行い、問題を抱え孤立した家庭に対する新たな支援手法の開発を図った。そのほか、家庭教育支援チームによる支援をさらに普及するため、家庭教育支援チームの登録制度の見直しやロゴマークの作成を行った。平成27（2015）年度も引き続き、子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進、訪問型アウトリーチ支援手法についての評価・検証、研究協議の開催、企業との連携などにより、多様な主体の参画による家庭教育の充実を図る。

#### 第2-4-1図 家庭教育支援チーム

(1) 保護者会での学習講座の様子



(2) 子育てサロンの様子



(出典) 文部科学省資料

## 2 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり（文部科学省）

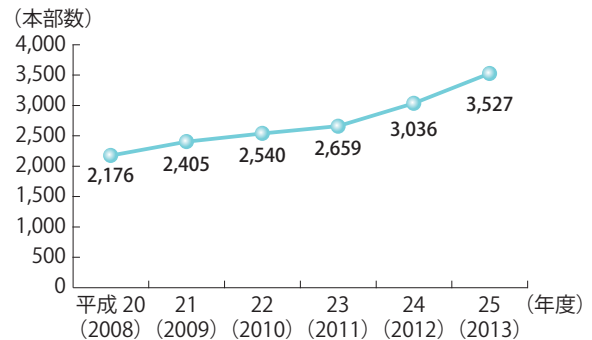
### (1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化

#### ア 地域の多様な人材の参画による教育支援の充実

学校が多様な要請にこたえつつ、特色ある教育を推進していくためには、教育の様々な分野において、地域の多様な人材の参画による教育支援の取組を積極的に進めることが有効である。

文部科学省は、授業の補助、読み聞かせや環境整備、登下校パトロールなどについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートする「学校支援地域本部」の設置を始め、地域コーディネーターが中心となって、地域住民など豊かな社会体験を持つ外部の人材などを活用し、学校・家庭・地域の連携による様々な取組を支援している<sup>164</sup>。平成26（2014）年度は628市町村で3,746の学校支援地域本部が設置されている（第2-4-2図）。平成26年度には新たに、全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業などの協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図っている。こうした取組を通じて、学校と地域の連携・協力が強化され、開かれた学校づくりの促進が期待される。

第2-4-2図 「学校支援地域本部」の設置状況



（出典）文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」(<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>)

#### イ 保護者や地域住民の学校運営への参加

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（第2-4-3図）は、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みであり、保護者や地域住民から構成される学校運営協議会において、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われている<sup>165</sup>。平成26（2014）年4月1日現在、コミュニティ・スクールに指定されている学校は、前年度から349校増えて、1,919校となり、着実にその導入が進んできている。

文部科学省は、コミュニティ・スクールの一層の普及・啓発を図るため、調査研究事業や推進協議会、コミュニティ・スクール推進員の派遣といった施策を進めている。平成27（2015）年度には、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部などとの一体的推進を目指し、「学校を核とした地域力強化プラン」の1事業として、コミュニティ・スクールの導入促進、取組充実などに係る補助事業を行う。

164 <http://manabi-mirai.mext.go.jp/headquarters.html>

165 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/community/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm)

## 第2-4-3図 コミュニティ・スクール



(出典) 文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/community/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm))

## ウ 学校評価と情報提供の推進

教育活動を始めとする学校運営の状況について評価<sup>166</sup>を行い、その結果に基づき学校や設置者が学校運営の改善を図ることや評価結果を広く保護者や地域住民に公表していくことが求められている。とりわけ、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互に連携・協力し、学校運営の改善に当たるためには、保護者や地域住民が行う学校関係者評価<sup>167</sup>が各学校で実施されることが期待される。

文部科学省は、各学校や設置者の取組の参考となるような学校評価ガイドラインの策定などにより、地域と共にある学校づくりと学校評価を推進している<sup>168</sup>。

## (2) 教育・相談の体制や機能の充実

## ア 教員の資質能力の向上

文部科学省は、複雑化・多様化している学校現場の諸課題に適切に対応できる実践的指導力のある教員を育成するため、以下のとおり、教員養成・研修などの充実を図っている<sup>169</sup>。

- ・平成26(2014)年度には、教育委員会と大学などが連携・協働した教員養成・研修などの各段階における先導的な取組に対し、支援を行った。
- ・教職課程では、生徒指導や教育相談の理論と方法、カウンセリングに関する基礎知識について、教員を志す全ての学生が必ず学習することとしている。また、優れた知識経験や技術を有する者に免許状を授与できる制度(特別免許状制度)や、免許状を持たない社会人が教壇に立てる制度(特別非常勤講師制度)により、地域の人材や社会人を活用して、学校教育の多様化への対応や活性化を図っている。
- ・教員の資質能力の向上を図るため、公立学校の新任教員に対する採用後1年間の初任者研修や、在職期間が原則として10年に達した教員に対して個々の能力、適性などに応じた研修を行う10年経験者研修が制度化されている。

独立行政法人教員研修センター<sup>170</sup>は、国が行うべき研修として、各地域における指導者を養成するための学校経営研修や喫緊課題に関する研修を実施している。

166 学校評価には、①法令上の実施義務が課されている自己評価(各学校の教職員が自ら行う評価)、②実施が努力義務となっている学校関係者評価(保護者や地域住民が自己評価結果を踏まえて行う評価)、③任意に実施する第三者評価(学校運営に関する外部の専門家により専門的視点で行う評価)がある。

167 平成23(2011)年度は93.7%の公立学校で実施されている。

168 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm)

169 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_h.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm)

170 <http://www.nctd.go.jp/>

## イ 教職員評価

教職員の能力と実績を適正に評価し、評価結果が処遇に反映されるようにすることは、教職員全体への信頼性を高め、頑張る教職員を応援していく上で重要である。

平成26（2014）年に「地方公務員法」が改正され（施行は公布の日から起算して2年を超えない範囲内と政令で定める）、従来の勤務成績の評定に代わり、人事評価制度が導入されることとなる。従来の勤務評定では、評価項目が明示されない、上司から一方向の評価で結果を知らされない、人事管理への活用が十分でないなどの問題点が指摘されていた。人事評価制度においては、能力・業績の両面からの評価により実施され、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保しつつ、評価結果が人材育成や給与の決定などにも活用されることとなる。

文部科学省は、従来より教職員評価を活用した人事管理について指導しており、一部実施を含めると全ての教育委員会が教職員評価システムの運用・充実に取り組んでいる。今回の法改正の趣旨にのっとり、教職員評価を活用した人事管理が一層普及することが期待される。

## ウ 学級編制と教職員配置

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭33法116）と「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭36法188）において、公立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校における学級編制と教職員定数の標準が定められている。これにより、学習活動や学校生活の基本的な単位である学級の規模の適正化を図るとともに、教育活動を円滑に行うために必要な教職員を確保するための教育条件の整備を図っている。

平成27（2015）年度は、アクティブ・ラーニングへの転換の推進や、学校に多様な専門スタッフを配置するとともに、学校マネジメント体制を強化し、学校のチームとしての教育力・組織力の最大化を図るなどのため、900人の新たな定数措置を行うこととしている。

## エ 学校における相談体制の充実

（第2部第2章第3節2（1）「学校における相談体制の充実」を参照。）

## 3 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり

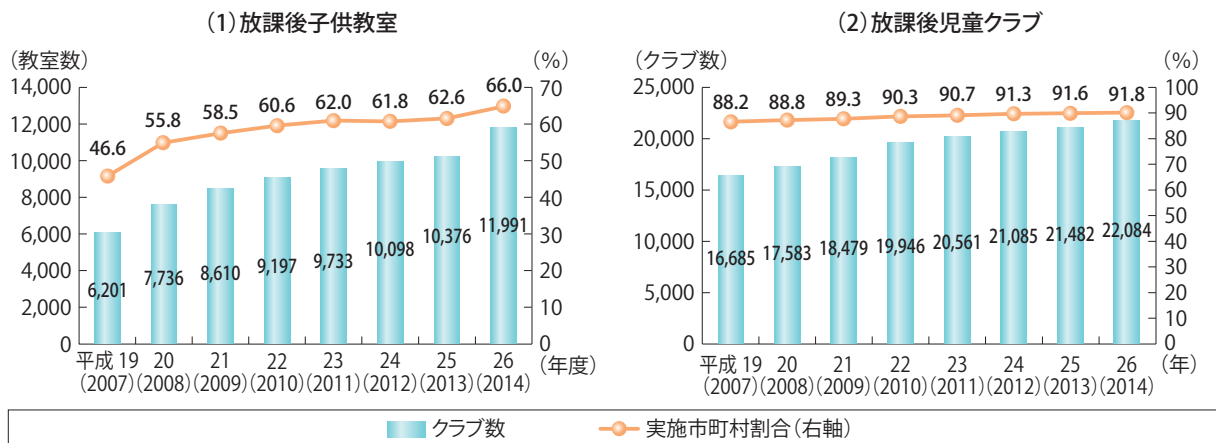
### （1）放課後子ども総合プランの推進（文部科学省、厚生労働省）

共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が連名で「放課後子ども総合プラン」を策定し、学校施設（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等）を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進する。同プランでは、平成31（2019）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備すること、全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指す。全ての子供を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子供教室」は、平成26（2014）年12月現在、1,135の市町村で11,991教室が行われている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」<sup>171</sup>は、平成26年5月現在、1,598市町村で22,084か所実施され、936,452人の児童が登録されている（第2-4-4図）。「放課後児童クラブ」については、平成27（2015）年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、職員の資格、員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全

171 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/houkago-jidou.html>

育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)や「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月)を策定し、児童の生活の場としての質の向上を図っている。

第2-4-4図 「放課後子ども総合プラン」の実施状況



(出典) 文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」(<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>), 厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

COLUMN No.14

放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の一体的な運営

東京都豊島区では、放課後児童健全育成事業(子どもスキップ)と放課後子供教室が一体的に運営されている。

「子どもスキップ(SKIP)」とはSpace for Kids' Ideal Play(子供の理想的な遊び場)の略。小学校施設を利用し、学童クラブと全児童を対象とする育成事業を総合的に展開する事業。

近年、少子化の進行に加え、塾や習い事などに通う小学生が増え、放課後の時間が様変わりしている。そこで豊島区では、「遊ぶ時間」・「遊ぶ仲間」・「遊ぶ空間」の3つの「間」を学校内に用意し、子供たちが様々な活動を通して、友達とかかわりながら遊び・学ぶことを目的として、10年前に「子どもスキップ」を開始。現在では、区内に20カ所、7,000人以上の小学生が登録をしている(平成26(2014)年度現在)。平成29(2017)年度には全小学校22カ所で展開する予定。

また、放課後子供教室は、地域の方がコーディネーターや指導員、安全管理員となって様々な教室を開催し、子供たちに体験と交流の場を提供するとともに、地域の優れた人材を活用することで、地域教育力の向上にも寄与している。

学校施設を活用した「子どもスキップ」と放課後子供教室を一体的に運営することで、子供たちに安全安心な活動場所を提供し、遊びや学習のほかスポーツ・読書・工作・伝統文化など様々な体験や交流を通じ、小学生の放課後をより一層豊かなものにしていく。